

**オーファンワークス対策事業  
「裁定補償金額シミュレーションシステムの  
構築に係る調査研究」**

**報告書**

**令和3年3月**

**三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社**



## 目次

<b>第1章 調査概要</b> .....	1
1. 調査の背景と目的 .....	1
2. 調査期間 .....	1
3. 調査内容 .....	1
4. 過去の裁定制度の利用実績等や著作権等管理事業者の使用料等の分析 .....	2
<b>第2章 検討委員会の詳細</b> .....	3
1. 検討委員会の各回論点、決定事項 .....	3
(1) 第1回検討委員会：令和2年11月20日 .....	3
(2) 第2回検討委員会：令和2年12月21日 .....	4
(3) 第3回検討委員会：令和3年3月12日 .....	8
2. 構築すべきシステム設計の要点 .....	8
<b>第3章 システム概要と仕様イメージ</b> .....	9
1. 本システムの概要（フロー） .....	9
2. システム画面イメージ .....	10
(1) トップページ .....	10
(2) 言語の著作物 .....	11
(3) 漫画 .....	15
(4) 写真 .....	16
(5) 音楽 .....	18
(6) 美術 .....	19

(7) 映像.....	20
(8) 算定結果.....	23
(9) 各種問い合わせページ.....	24
<b>3. 本システムの構成概要.....</b>	<b>25</b>
<b>4. システムに実装する算定式.....</b>	<b>26</b>
<b>第4章 まとめ.....</b>	<b>27</b>
<b>1. 本システムの構築に向けた今後のスケジュール.....</b>	<b>27</b>
<b>2. おわりに.....</b>	<b>27</b>

## 第1章 調査概要

### 1. 調査の背景と目的

あらゆる国民が著作物を創作し、利用する「一億総クリエイター」・「一億総ユーザー」時代にあつては、著作物の適法かつ円滑な利用を促進する必要性がますます高まっている。

一方、他人の著作物を利用する場合、原則としてその権利者に許諾を得る必要があるが、権利者が誰か分からない場合や、連絡先が分からない場合には、権利者と連絡を取ることができず、著作物等を適法に利用できないという状況が生じている。また、国際ルールとの関係においても、TPP11 や日 EU・EPA の発効（平成 30 年度）に伴い著作物の保護期間が著作者の死後 50 年から 70 年に延長されたことにより、権利者不明の著作物等が増加することに対する懸念が高まっている。著作物等を巡るこうした社会状況の変化を背景として、著作権者が不明等となった著作物（オーファンワークス）の利用円滑化は喫緊の課題である。特に権利者不明の場合の裁定の申請にあたって、補償金の算出根拠が不明確なために補償金の予算が立てられない等の理由で申請を断念することがある。

かかる状況を踏まえ、裁定制度の利用円滑化のため、過去の裁定実績等や管理団体の使用料を分析し、利用者が具体的な利用方法（著作物の種類、利用態様、数量、期間等）を入力することにより、事前に補償金額の目安・範囲を算出できるシステムを構築する。

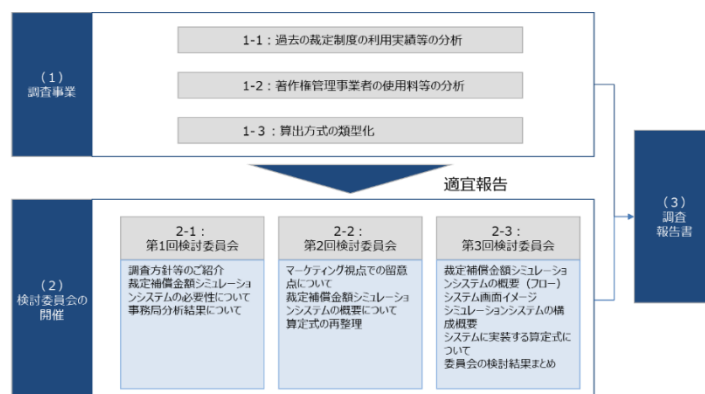
なお、構築されるシステムが算出するものはあくまで補償金額の目安に過ぎないが、本報告書においては、文脈上自明であることから単に「補償金額」とのみ言及していることに留意いただきたい。

### 2. 調査期間

調査は令和 2 年 8 月 26 日から令和 3 年 3 月 31 日まで実施した。

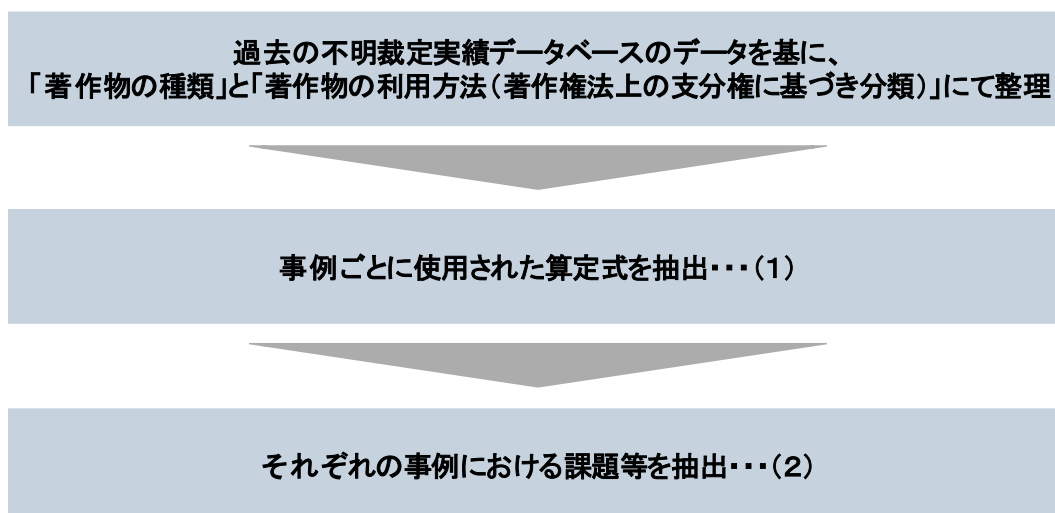
### 3. 調査内容

本調査は以下のフローで実施した。過去の著作権者不明等の場合の裁定制度の利用実績等や著作権等管理事業者の使用料等を分析し、算出方式を類型化する調査事業と、「裁定補償金額シミュレーションシステムの構築に係る検討委員会」（全 3 回）を並行して実施し、調査結果を導出した。



#### 4. 過去の裁定制度の利用実績等や著作権等管理事業者の使用料等の分析

文化庁から提出された過去の裁定実績を集積したデータベース（以下、「裁定実績データベース」という）のデータを基に、下記の手順で分析を実施した。



(1) 裁定実績データベースのデータを分析した結果、「言語の著作物」に関する裁定制度の利用ケースが最も多く、その他に、漫画や美術、写真の裁定利用に関するケースが存在することが分かった。本事業においては、これらのケースにおいて利用者が裁定制度を利用した際に感じる負担を軽減させることを主眼に置いて裁定補償金額シミュレーションシステム（以下、「本システム」という）の仕様を検討することとした。（第3章にて詳述）

(2) 裁定実績データベースのデータ分析によって、それぞれのケースにおける算定式の類型化まで実施することが可能であったが、それぞれの裁定制度の利用ケースにおいて使用された著作権等管理事業者の使用料等については、それぞれの著作権等管理事業者に確認する必要がある。これについては本事業にて開催した3回の委員会の中で委員から意見を収集してその詳細を明らかにするよう努めることとした。

## 第2章 検討委員会の詳細

### 1. 検討委員会の各回論点、決定事項

#### (1) 第1回検討委員会：令和2年11月20日

本委員会では、事務局による過去の裁定実績（平成27年度～令和1年度分の裁定実績データ）の分析により抽出された実績・事例不足によって不明となっている算定式の例について、議論した。委員からは下記のような意見があった。

#### 【主な意見】

- 著作権等管理事業者の使用料規程をそのまま当てはめてシミュレーションすると、単純な積算になってしまうため、金額が高騰し、利用者が委縮してしまう懸念がある。よって、数量や公共性の度合、時間の経過等によってディスカウントするかということも考えていく必要がある。
- 本システムは、裁定制度を利用しようとする人の利便性を高めるという目的であるため、本システムで使用する言葉はできる限り専門用語ではなく、一般の利用者でもわかりやすい言葉に改めた方が良い。例えば「言語の著作物」では、「小説」や「論文」、「脚本」などわかりやすい言葉で記載した方が良いだろう。
- 算定式のマトリクスも一般の利用者でも理解できるように、できる限りわかりやすくした方が良い。
- 無償で提供する場合など、本システムに組み込むのが難しい場合もある。
- 現状、著作権を利用することで、誰の権利も侵害していない、誰にも経済的な損害を与えないとしながらも利用できない場合や著作権者不明等となっている場合がある。これらを利用したい人に役立つシステムができれば良い。

## (2) 第2回検討委員会：令和2年12月21日

### ① マーケティング観点からのポイント

委員会の冒頭に東京都立大学経営学研究科教授の水越委員より、検討中のオンラインワークスの本システムについて、マーケティング観点からのご意見をいただいた。

#### マーケティング観点からのポイント

- 本システムの目的や想定する利用者を明らかにする必要がある。
  - 本システムの目的をわかりやすい言葉で表現し、制作者としても理解を深めつつ、利用者にも理解してもらいやすいような内容に設計する必要がある。
- 本システムを Web サイトに掲載するだけでなく、メディアミックスによって利用訴求の最適化を図る。
  - 現状の著作権者不明等の場合の裁定制度の Web サイトは専門家向けの印象である。新規の一般人を対象とした場合、まずこのサイトに到達するのが難しいように思う。Web サイト上での本システムの掲載だけでなく、ブログや SNS、広告などのマーケティング施策も併せて検討する必要がある。特に SEO 対策やプッシュ型の広告等による認知の拡大は必要であると思う。
- Web サイトを活性化させるには、ヴィジビリティとインタラクションの2つが重要である。
  - 画像や動画、質問への回答や SNS での投稿への返信などが活性化には重要となる。
- PDCA を回していくことが重要である。
  - 成果指標を設定して、段階的に改善していくことを続けることが重要となる。

### ② 本システムの概要

次に、事務局から本システムの概要について説明を行った。委員からは下記のような意見があった。

#### 【主な意見】

- 本システムが文化庁の HP に置かれているだけでは、一般の利用者はたどり着けないと思う。
- 一般の利用者に使っていただくという観点から、著作権処理や本システムの在り方について考えていかなければいけないと思う。



### ③ システム画面イメージ

次に、事務局の作成に係るシステムの画面イメージについて議論を行った。委員からは下記のような意見があった。

#### 【主な意見】

- 言葉の定義やわかりやすさはまだ改善の余地がある。
- 著作物の分類はあまり細かく仕分けられない方が良いと思う。
- 専門家向けなのか、一般の利用者向けなのか、中途半端な印象を受ける。一般の利用者向けであれば、もっと簡単な画面にした方が良いと思う。
- 漫画は言語作品ではなく、別枠に分けた方が良いと思う。

### ④ 算定式の再整理

次に、事務局による、算定式の再整理の結果について議論を行った。委員からは下記のような意見があった。

#### 【主な意見】

- 算定式について、受動的に著作権等管理事業者が認めているような形式で整理できると、もう少しスムーズに整理できると考えている。
- 商業利用なのか、教育利用なのかなど利用目的によって、費用の相場感が変わってくる。
- 漫画の場合、1話売りというのはあまりない気がする。単行本単価が基本になる。
- 学術論文は、基本的な類型としては、使用方法というはある程度決まっているので、裁定制度のこのシミュレーションの中に含めることは可能であると思う。一方で、含めなくても対応はできると考えている。
- 脚本について、「演劇家」という言葉は「上演」に変えた方が良い。また公表された年代が分かっているという質問は不要である。
- 写真の場合は、利用する量によって値段が上がってしまうことがある。また、公益性や公表の有無なども算定要素にいれる必要がある。
- 音楽の場合は、本システムの中でのシミュレーションではなくて、作詞家・作曲家の場合には一般社団法人日本音楽著作権協会ホームページのシミュレーションシステムにリンクするという形式が良いと思う。
- 著作隣接権については、例えばレコード製作者であれば、一般社団法人日本レコード協会のサイトから各レコード会社のサイトに誘導され、そのサイトに各企業の方針に基づいた金額が表示されていたり、直接お問い合わせくださいと書いてあったりと対応がそれぞれ異なる。本システムの中でシミュレーションをするのは難しいのではないか。
- 美術については、最初から利用形態を選択肢としてあげた方がわかりやすいと考える。結果として、ロイヤリティー計算で算出できるものでは計算結果を表示し、ロイヤリティー計算になじまないものは料金表示するなど、それらを反映させる方法が検討できる。

◆ **第 2 回検討委員会後、以下の事業者に個別にヒアリングを実施**

第 2 回検討委員会後、過去の裁定制度の問い合わせ実績があった一般社団法人映像コンテンツ権利処理機構、一般社団法人日本レコード協会、公益社団法人日本芸能実演家団体協議会・実演家著作隣接権センターに対して、個別にヒアリングを行った。各事業者からは下記のような意見があった。

■ **一般社団法人 映像コンテンツ権利処理機構：令和 2 年 2 月 9 日**

【主な意見】

- 当機構には、裁定制度を利用する放送局を支援する事業・仕組みがある。下記のケース以外が対象となる。
  - 包括的な利用許諾が出ていて支払不能になっているもの
  - 当機構の集中管理案件
  - 個人であるが、居場所が明確な人
- オーフネットワークス関連で当機構に関連する算定式を利用するケースは、基本的に映像の権利者（放送局）が申請してくる場合に限られると思うが、その場合、映像関連のオフネットワークスについては、本システムとはあまり相性が良くないと考えている。本システムでは、個人も対象に含めることになるが、そもそも映像の複製・配信等を個人には許諾していないため、当機構の関連する算定式は、あまり有用性がないと思われる。
- 本システムに、当機構に関連するケースの算定パターンを実装した場合、当機構では、権利処理の内容にはともかく、補償金額の妥当性については担保できない。よって、当機構に関連するケースは問い合わせを促して欲しい。

■ 一般社団法人 日本レコード協会：令和 2 年 2 月 16 日

【主な意見】

- オープンワークスに関する問い合わせは年に数件程度しかない。本システムでの算出需要が全くないわけではないが、言語作品や写真、美術のように、商品利用/教育利用といったように、利用形態をブレイクダウンしていく場合、かなり複雑になることが想定される。当協会の使用料規程に当てはまるケースというのは比較的少なく、適切に算定できるかは不明である。
- レコードについては、原盤をつくる時点でレコード製作者に権利が譲渡され、譲渡を受けた実演家の権利もレコード製作者が有していることが多い。音楽業界の実態を詳しく知らない場合、使用料の構造がどのようになっているかを把握することは難しく、本システムで単純に算出し、その結果を利用者が適切に把握することが難しいのではないかと感じる。
- 前提として、プロユースになると想定されるため、本システムの構想がエントリーモデルであるならば、こちらも実態がそぐわないように感じている。
- 本システムで算定された補償金額が市場価格に影響してしまうことは避けたい。
- 上記理由から、レコード関連の問い合わせについては、当協会への問い合わせを促して欲しい。

■ 公益社団法人日本芸能実演家団体協議会・実演家著作隣接権センター：令和 2 年 2 月

17 日

【主な意見】

- オープンワークス関連の問い合わせは数件あるが、全体としての件数は少ない。
- 基本的に当協議会の対象範囲となる案件を本システムへ実装していくことは難しいと考えている。
- 本システムで算定された補償金額が勝手に広まり、システムで算定された金額だけ支払えば、誰でも簡単に対象の著作物を利用できてしまうと誤って認識されるのは困るので、誤解されないようにして欲しい。

結論として、一般社団法人映像コンテンツ権利処理機構、一般社団法人日本レコード協会、公益社団法人日本芸能実演家団体協議会・実演家著作隣接権センターに関連する本システムの問い合わせについては、各事業者への問い合わせを促すことに決定した。

### (3) 第3回検討委員会：令和3年3月12日

本委員会では、これまでの第1と第2回の検討委員会における議論を踏まえて事務局が修正した裁定補償金額シミュレーションシステムの概要について、議論した。委員からは下記のような意見があった。

#### 【主な意見】

- 美術については、事務局案に異論はない。構造的にはシンプルで良い。
- 言語の著作物についても、事務局案に異論はない。
- 写真の場合、要素が多いので、算出が難しいと思われる。例えば、数量も1万点の利用等も考えられる。また、プロフェッショナルとアマチュアという区別も適切ではないと思われる。必要な問いとしては、商用利用か公益利用なのかという利用形態や利用方法、利用目的、点数やサイズが挙げられる。特に、著作権者不明等著作物である写真をアーカイブ化して有償提供するという場合については、実際には著作権者不明等著作物ではないインターネット上の写真を収集してきても判別できないため注意が必要である。よって、オープンワークスを有償提供する場合は問い合わせ対応にして欲しい。
- 漫画についても、商用利用か否かは区別できると良い。オープンワークスを利用するケースの補償金額の算定にあたり、特に電子で配信する場合については、海賊版等が流出しないように対策が必要である。また、漫画の場合、コマ・カット利用したい場合等も考えられ、多様なケースを絞り込むと設問が多くなってしまうため、そのような場合も含めて日本漫画家協会への問い合わせとしたい。
- 音楽については、日本音楽著作権協会の Web サイトに使用料計算シミュレーションがあるので、そちらにリンクして欲しい。
- 利用者側の視点から考えても、シンプルにまとまっていて、使い易いと思われる。
- システムにおいて、利用前の確認ページは不要である。金額が算出された後に、実際に裁定制度を利用する際の要件等が画面に表示されるという形式で問題ない。

## 2. 構築すべきシステム設計の要点

検討委員会における検討を踏まえた構築すべきシステム設計の要点は以下の通りである。

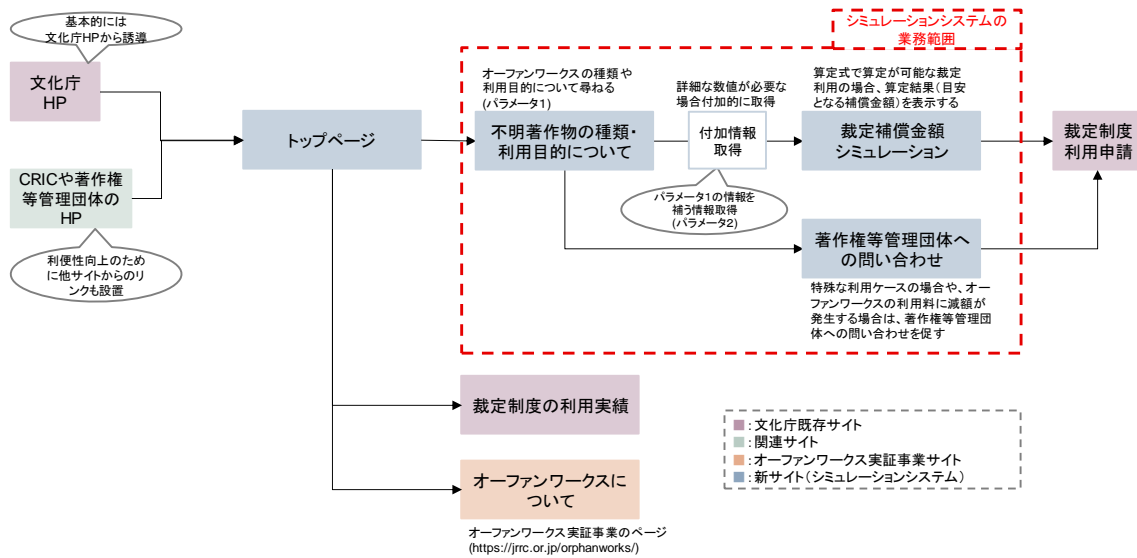
- ① 裁定利用のニーズがあり、算定式を算出可能なケースからスモールスタートする
- ② 利便性を重視した Web サイト形式で構築する
- ③ 特定分野において、公益利用の場合などにおける割引を考慮する

### 第3章 システム概要と仕様イメージ

#### 1. 本システムの概要（フロー）

オーファンワークス裁定補償金額シミュレーションにあたっては、下記フローを想定している。

基本的に、文化庁のホームページや、公益社団法人著作権情報センター（CRIC）のサイト、著作権等管理団体のホームページからリンクを張って誘導する流れとし、利用者がオーファンワークスの利用にあたって、スムーズに遷移できるように促す。



## 2. システム画面イメージ

### (1) トップページ

本システムのトップページにて、利用者が利用を検討している、著作権者不明等著作物について質問を行う。

著作物のジャンル分けについては、委員会にて各委員から収集した意見を基に、下記画面イメージに記載のとおり6ジャンル（言語の著作物・漫画・写真・美術・音楽・映像）、および、その他を含めた7項目とする。

また、初めて著作権者不明等著作物を利用するユーザのために、過去の裁定制度の利用実績や、オーファンワークス実証事業のサイトへと誘導するリンクを設置することも検討する。

著作権者不明等著作物の利用目的

---

Q.あなたが利用したい著作権者不明等著作物は何ですか？

言語の著作物	漫画	写真
美術 (絵画・彫刻等)		音楽
映像 (映画・TV番組等)		その他

※「映像」、「その他」を選択した場合、文化庁、または著作権等管理団体へのお問い合わせページへと遷移します

著作権者不明等著作物を利用する前に、オーファンワークスについてもう少し詳しく知りたい場合、  
まずは[こちらのページ](#)をご確認ください。  
**※裁定制度の利用実績や、オーファンワークス実証事業のサイトへと遷移します。**

🏠 ?次へ ➡

## (2) 言語の著作物

言語の著作物については、当該ジャンル内で更に設問分けを行い、言語の著作物（一般書籍や短歌・俳句・詩・川柳、学術論文を含める）と脚本とに分けて、利用者が利用したい著作権者不明等著作物の種類を質問する。

著作権者不明等著作物の利用目的

---

言語の著作物

Q.あなたが利用したい言語作品はどれですか？

- ・新聞や雑誌に載っている文章等、学術論文を利用したい場合も「言語の著作物」を選択してください。
- ・詩、短歌、俳句、川柳も「言語の著作物」に含まれます。

言語の著作物  
※脚本を除く

脚本

🏠 ?次へ ➡

## ①言語の著作物（※脚本を除く）

利用者が利用したい著作権者不明等著作物の種類を確認したうえで、当該著作物をどのように利用したいか質問する。

言語の著作物の利用にあたっては、「商用利用」にて、「書籍として出版する」場合と、「電子書籍として販売する」場合を算定可能なケースとする。

利用者が検討している利用方法が、それ以外のケースの場合、文化庁、および著作権等管理団体（公益社団法人日本文藝家協会）への問い合わせを促す画面へと遷移させる予定である。


著作権者不明等著作物の利用目的

---

**言語の著作物**  
※脚本を除く

Q.どのように利用する予定ですか？

- 商用利用する
  - 書籍として出版したい(複製したい)
  - 電子書籍として販売したい(公衆送信したい)
  
- 上記以外の場合(教育機関での利用や復刻版の出版、インターネット上で朗読する等)  
公益社団法人日本文藝家協会へお問い合わせください。[リンク](#)  
**※選択すると公益社団法人日本文藝家協会への問い合わせページへ移動します。**

 ?次へ



本システムで補償金額が算出できるケースにおいて、計算を実施する上で必要な詳細情報（言語の著作物の場合、本体価格や発行部数、等）を追加的に収集する。

各種情報を取得したのちに計算を実施し、裁定利用に係る補償金額を算出する。  
算出結果の表示画面は、「(8) 算定結果」に掲載する。

裁定補償金額シミュレーション

---

言語の著作物  
※脚本を除く

脚本


Q.言語の著作物、または脚本の著作権者不明等著作物を利用したい場合、下記の項目も入力してください。

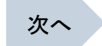
■書籍として出版する場合

本体価格	発行部数	利用元の全量 (総ページ数等)	実際に利用する ページ数
XXX円	XX部	450ページ	215ページ

■電子書籍として販売する場合

本体価格	販売数(予測)	利用元の全量 (総ページ数等)	実際に利用する ページ数
XXX円	XX部	450ページ	215ページ

 ?

 次へ

## ②脚本

利用者が利用したい著作権者不明等著作物が脚本の場合には、下記イメージの画面にて、裁定利用に関する情報を取得する。

脚本の利用にあたっては、「商用利用」にて、「書籍として出版する」場合と、「電子書籍として販売する」場合、および「上演する」場合を算定可能なケースとする。

利用者が検討している利用方法が、それ以外のケースの場合、文化庁、および著作権等管理団体（協同組合日本脚本家連盟）への問い合わせを促す画面へと遷移させる予定である。

著作権者不明等著作物の利用目的

---

**脚本**

Q.どのように利用する予定ですか？



■商用利用する

- 書籍として出版したい(複製したい)
- 電子書籍として販売したい(公衆送信したい)
- 上演したい

■上記以外の場合

協同組合日本脚本家連盟へお問い合わせください。[リンク](#)

※選択すると協同組合日本脚本家連盟への問い合わせページへ移動します。

### (3) 漫画

利用者が利用したい著作権者不明等著作物が漫画の場合には、下記イメージの画面にて、裁定利用に関する情報を取得する。

漫画の利用にあたっては、「商用利用」にて、「印刷物として出版する」場合と、「インターネット配信する」場合を算定可能なケースとする。

利用者が検討している利用方法が、それ以外のケースの場合、文化庁、および著作権等管理団体（公益社団法人日本漫画家協会）への問い合わせを促す画面へと遷移させる予定である。

なお、漫画の著作権者不明等著作物を利用するケースにおいて、あまりに低額の補償金額が表示されると、クオリティーの低い実質的に海賊版の販売に類するビジネスを企図する者が出現することが懸念される。予防措置として、システム上の販売価格の下限金額を定め、下限金額以下の数値を入力した場合には、システム的にエラーを検出し、補償金額を表示しないシステム要件を策定する必要も視野に入れている。

著作権者不明等著作物の利用目的

---



**漫画**

Q.あなたが利用したい漫画について伺います。  
※漫画をコミック・電子コミックとして利用する前提としています。

■商用利用

- 印刷物として出版したい(複製したい)
- インターネット配信したい(公衆送信したい)

■上記以外の場合(コマ・カット利用したい場合等)  
公益社団法人日本漫画家協会へお問い合わせください。[リンク](#)  
※選択すると公益社団法人日本漫画家協会への問い合わせページへ移動します。

 ?次へ 

## (4) 写真

利用者が利用したい著作権者不明等著作物が写真の場合には、昭和33年以降に公表された写真について著作権処理が必要となるため、各種処理に先立ち、写真の公表年を確認する選択肢を設置する。利用者が使用を検討している写真が、昭和33年以降に公表されたものである場合は、本システムで後続の処理を進め、裁定補償金額のシミュレーションを実施する。

なお、昭和32年以前に公表された写真であっても、著作者が存命の場合、著作者人格権に係る権利処理は必要となるため、その旨を注記しておくこととする。

著作権者不明等著作物の利用目的


---

**写真**

Q.あなたが利用したい写真について伺います。

■あなたが利用したい写真が、「昭和32年以前に公表された写真」かどうか伺います

全て昭和32年以前に公表	…利用に関する著作権処理の必要はありません。 ただし、著作者存命の場合は著作者人格権の保護があるためご注意ください。
全て昭和33年以降に公表	…処理が必要なため先に進みます
一部昭和32年以前に公表	…昭和33年以降に公表された写真について処理を進めます
わからない	…昭和33年以降に公表された写真として処理を進めます

 ? 次へ

昭和 33 年以降に公表された写真について、裁定補償金額をシミュレーションするにあたって金額算出に影響を与える、利用形態／写真の入手時に発生した対価の有無／利用方法／利用するサイズ／写真の利用目的（有償サービスで提供か、無償サービスで提供か）／利用点数の各項目を収集し、それらを基に裁定補償金額のシミュレーションを実施する。

実際の計算を行うにあたっては、本システム内に算定用の料金基準（料金表）に係る仕組みを実装し、その内容に基づいて計算結果を表示する仕様とする。


著作権者不明等著作物の利用目的

---

写真

Q.あなたが利用したい写真について伺います。

<p>■利用形態(利用する予定の形態)</p> <ul style="list-style-type: none"><li><input checked="" type="radio"/> 商用利用する</li><li><input type="radio"/> 公益利用する</li><li><input type="radio"/> 上記で判断がつかない場合</li></ul> <p>※一般社団法人日本写真著作権協会への問い合わせ<a href="#">リンク</a></p> <p>■写真を入手した際に対価は発生しましたか</p> <ul style="list-style-type: none"><li><input checked="" type="radio"/> 有償提供</li><li><input type="radio"/> 無償提供</li><li><input type="radio"/> わからない・・・有償提供として処理を進めます</li></ul> <p>■あなたが現在考えている利用目的(サービス提供形態)は有償ですか、無償ですか</p> <ul style="list-style-type: none"><li><input type="radio"/> 有償で提供する予定</li><li><input type="radio"/> 無償で提供する予定</li></ul> <p>■利用する点数(写真枚数)を右のリストボックスから選択してください。</p>	<p>■利用方法は</p> <ul style="list-style-type: none"><li><input type="radio"/> アーカイブする</li><li><input type="radio"/> その他</li></ul> <p>■利用するサイズは</p> <ul style="list-style-type: none"><li><input type="radio"/> 通常の出版物と同等</li><li><input type="radio"/> 通常の出版物以上</li></ul>
---	---

 ?

利用する数

▼

- 1
- 2
- ...
- 大量利用

次へ

## (5) 音楽

利用者が利用したい著作権者不明等著作物が音楽の場合には、下記イメージの画面を表示する。

なお、音楽に関する著作権、および著作隣接権に関しては、各著作権等管理団体にて集中管理が行われ、現状においてその管理が円滑に進んでいること、また一方で個々の利用ケースでの使用料の計算に関する算定式が詳細、かつ複雑に定められていることに鑑み、全ての利用ケースに関して、問い合わせへと促すこととしている。

また、一般社団法人日本音楽著作権協会への問い合わせが必要なケース（作詞者・作曲者に関する著作権者不明等著作物）については、当協会のサイトへと遷移できるようにリンクを設置する想定である。

著作権者不明等著作物の利用目的


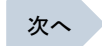
---

**音楽**

Q.あなたが利用したい音楽作品について、不明となっているのは下記のうち、どれですか？

<b>作詞者・作曲者</b>	… <a href="#">一般社団法人日本音楽著作権協会のサイト</a> へ遷移します
<b>レコード製作者</b>	… 文化庁と一般社団法人日本レコード協会の連絡先が表示されます
<b>実演家</b>	… 文化庁と公益社団法人日本芸能実演家団体協議会・実演家著作隣接権センターの連絡先が表示されます
<b>わからない</b>	… 文化庁の連絡先が表示されます

※著作権者不明等著作物を利用するにあたっての全般的な質問の場合や、問い合わせ内容が定まっていない場合、まずは[文化庁](#)へお問い合わせください

## (6) 美術

利用者が利用したい著作権者不明等著作物が美術の場合には、下記イメージの画面を表示する。

美術の利用にあたって、「グッズ等の商品を製作する」場合は、販売するグッズの価格や、製作するグッズの数量を基に補償金額の計算が可能であるため、追加的に情報を取得する。

「書籍に掲載する」、「雑誌に掲載する」場合は、一般社団法人日本美術家連盟が策定した使用料に関する料金表を表示（あるいは一般社団法人日本美術家連盟のサイトの当該ページへと遷移）することで、裁定利用に関する補償金額を表示する想定である。

著作権者不明等著作物の利用目的

---

**美術**  
(絵画・彫刻等)

Q.あなたが利用したい美術について伺います。

■利用予定の形態について教えてください。

- ギッズ等の商品を製作したい
- 書籍に掲載したい ⇒⇒⇒ [料金表](#)をご確認いただけます
- 雑誌に掲載したい ⇒⇒⇒ [料金表](#)をご確認いただけます

■グッズ等の製作をする場合

- ・販売する価格を教えてください。  
円
- ・製作する数量を下のリストボックスから選択してください。  

製作する数

▼

  - 1
  - 2
  - 3
  - ...
  - ...

?次へ

## (7) 映像

映像の著作物については、当該ジャンル内で更に設問分けを行い、映画と TV 番組とに分けて、利用者が利用したい著作権者不明等著作物の種類を質問する。

著作権者不明等著作物の利用目的

---


映像  
(映画・TV番組等)

Q.あなたが利用したい映像作品はどれですか？

映画

TV番組

※映画・TV番組の利用に関しては、映画会社が有する著作権や放送事業者が有する著作権・著作隣接権についての照会が必要になる場合があります。詳しくは、文化庁までお問い合わせください。

 ?

次へ



## ①映画

利用者が利用したい著作権者不明等著作物が映画の場合には、下記イメージの画面に遷移し、文化庁、およびそれぞれの対象となる各著作権等管理団体への問い合わせが行えるような仕様とする。

映画に関連する問い合わせ先については、文化庁の他に、公益社団法人日本芸能実演家団体協議会・実演家著作隣接権センター、一般社団法人日本レコード協会への問い合わせへと促すことを想定している。

著作権等管理団体への問い合わせ

---

**映画**

【全般的なお問い合わせの場合】

■文化庁  
Email: [aa.bbb.cccc@xx.xx.jp](mailto:aa.bbb.cccc@xx.xx.jp)  
TEL: 03-XXXX-XXXX

【映画内の実演家に関するお問い合わせの場合】

■公益社団法人日本芸能実演家団体協議会・実演家著作隣接権センター  
Email: [dd.eee.ffff@xx.xx.jp](mailto:dd.eee.ffff@xx.xx.jp)  
TEL: 03-XXXX-XXXX

【映画内で使用されているレコードに関するお問い合わせの場合】

■一般社団法人日本レコード協会  
Email: [dd.eee.ffff@xx.xx.jp](mailto:dd.eee.ffff@xx.xx.jp)  
TEL: 03-XXXX-XXXX

## ②TV番組

利用者が利用したい著作権者不明等著作物が TV 番組の場合には、下記イメージの画面に遷移し、文化庁、およびそれぞれの対象となる各著作権等管理団体への問い合わせが行えるような仕様とする。

TV 番組に関連する問い合わせ先については、文化庁の他に、一般社団法人映像コンテンツ権利処理機構 aRma、公益社団法人日本芸能実演家団体協議会・実演家著作隣接権センター、一般社団法人日本レコード協会への問い合わせへと促すことを想定している。

著作権等管理団体への問い合わせ

---

**TV番組**

**【全般的なお問い合わせの場合】**

- 文化庁  
Email: [aa.bbb.cccc@xx.xx.jp](mailto:aa.bbb.cccc@xx.xx.jp)  
TEL: 03-XXXX-XXXX

**【TV番組内の実演家に関するお問い合わせの場合】**


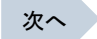
- 一般社団法人映像コンテンツ権利処理機構aRma  
Email: [dd.eee.fff@xx.xx.jp](mailto:dd.eee.fff@xx.xx.jp)  
TEL: 03-XXXX-XXXX

**【TV番組内のレコードに固定された実演の実演家に関するお問い合わせの場合】**

- 公益社団法人日本芸能実演家団体協議会・実演家著作隣接権センター  
Email: [dd.eee.fff@xx.xx.jp](mailto:dd.eee.fff@xx.xx.jp)  
TEL: 03-XXXX-XXXX

**【TV番組内で使用されているレコードに関するお問い合わせの場合】**

- 一般社団法人日本レコード協会  
Email: [dd.eee.fff@xx.xx.jp](mailto:dd.eee.fff@xx.xx.jp)  
TEL: 03-XXXX-XXXX

## (8) 算定結果

それぞれの著作権者不明等著作物のジャンルにおいて利用者から収集した情報を基に、本システムで計算可能なケースにおいては、下記イメージのように裁定利用に係る補償金額を表示する。

なお、本システムで計算された補償金額は、あくまでも目安の金額であることをシステム上表記し、実際の裁定利用においては減額、または増額が発生する可能性も踏まえて、文化庁への裁定利用申請を行ったうえで実際に認可された金額が補償金額となることをあらかじめユーザへと案内する想定である。

また、算定結果が表示された下部に、本システム自体の操作性や、その他全般に関する利用者からの意見を収集するためにアンケート画面へのリンクも設置する予定である。利用者から寄せられた意見も踏まえて、本システムを定期的にアップデートしていくことも必要と考えている。

著作権者不明等著作物を利用する場合の補償金額目安

### 【算定結果】

著作権者不明等著作物を利用する場合の  
補償金額(目安)は下記です。

**XX,000円**

⚠ ご確認ください ⚠

本システムで計算され補償金額はあくまで目安です。  
実際の裁定制度利用時に必要となる金額は、  
文化庁への裁定制度利用申請の結果、決定されます。

本システムをご利用いただきありがとうございました。

本システムに関するご要望等がある場合、[文化庁](#)までご意見をお寄せいただけますと幸いです。



次へ

## (9) 各種問い合わせページ

著作権者不明等著作物の利用にあたって、本システムで補償金額が算出できないケースについては、文化庁、または各著作権等管理団体への問い合わせを促すページを表示することを想定している。

下記イメージでは、例として公益社団法人日本文藝家協会への問い合わせページを表示している。

著作権等管理団体への問い合わせ

---

■文化庁  
Email: [aa.bbb.cccc@xx.xx.jp](mailto:aa.bbb.cccc@xx.xx.jp)  
TEL: 03-XXXX-XXXX

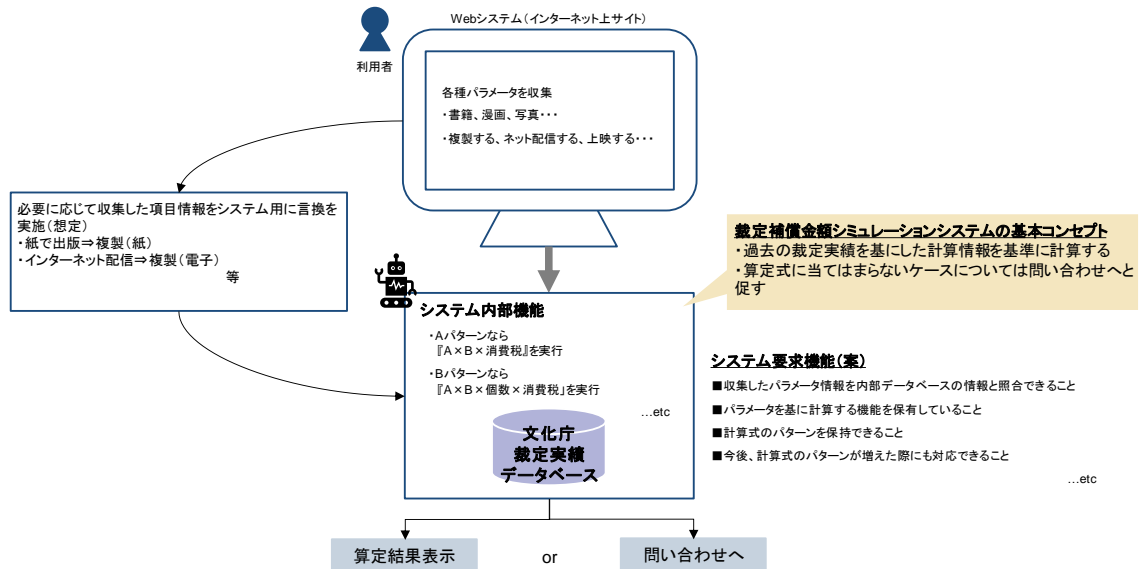
■公益社団法人日本文藝家協会  
Email: [dd.eee.fff@xx.xx.jp](mailto:dd.eee.fff@xx.xx.jp)  
TEL: 03-XXXX-XXXX

 ?次へ 

### 3. 本システムの構成概要

利用者から各情報を収集し、各パラメータの情報が、システムが保有している算定式に合致する場合、目安となる裁定補償金額を算出する。

算定式に当てはまらないパラメータの組み合わせとなった場合には、各著作権等管理団体、または文化庁への問い合わせへと誘導する。



#### 4. システムに実装する算定式

これまでの委員会での協議結果を踏まえて、本システムへは、まず、下記の算定式を実装することとする。

著作物の種類	利用方法	算定式
言語の著作物	書籍として出版する(複製する)	本体価格×使用料率10%×発行部数×消費税
	電子書籍として販売する(公衆送信する)	本体価格×使用料率15%×販売数(予測)×消費税
脚本	書籍として出版する(複製する)	本体価格×使用料率10%×発行部数×消費税
	電子書籍として販売する(公衆送信する)	本体価格×使用料率15%×販売数(予測)×消費税
	上演する	入場料×使用料率10%×客席数×消費税 ※入場料は消費税額を含まない金額
漫画	印刷物として出版する(複製する)	本体価格×使用料率10%×発行部数×消費税
	インターネット配信する(公衆送信する)	希望小売価格×使用料率35%×販売数(予測)×消費税
写真	アーカイブ・その他利用	システム内部に料金計算の基準表を設けて計算を実施する
美術	グッズ等の商品を製作する	販売価格×使用料率10%×製作数×消費税
	書籍に掲載する	※料金表へと遷移する
	雑誌に掲載する	※料金表へと遷移する

## 第4章 まとめ

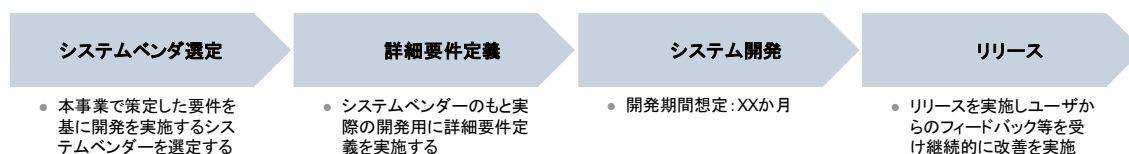
### 1. 本システムの構築に向けた今後のスケジュール

本事業を通して、これまで個別に対応していたオーファンワークスの裁定利用金額の算出について、一部のケースについて算定式をパターン化し、初期のシステム構築に必要な要求仕様の策定を実施した。

今後の実際のシステム構築に向けたスケジュールとして、下記のステップを想定している。

現時点で策定した、それぞれの著作権者不明等著作物を利用する際の裁定補償金額を算定する式は最小限のパターンにとどめられていることから、将来的に算定式のパターンが増えた場合にも対応が可能なように、拡張性を持ったシステムとして構築されることが望ましい。システム開発時の詳細要件定義等は、この点も踏まえて実施することとしたい。

また、リリース後にも、ユーザからのフィードバックを受け、継続的に改善を実施し、より多くの利用者に利用してもらえるシステムへと昇華させていくことが必要である。



### 2. おわりに

調査の背景と目的において触れたとおり、TPP11 や日 EU・EPA の発効に伴い著作物の保護期間が著作権者の死後 50 年から 70 年に延長され、権利者不明の著作物等が増加することに対する懸念が高まっている。著作物等を巡るこうした社会状況の変化を背景として、著作権者が不明等となった著作物（オーファンワークス）の利用円滑化は喫緊の課題である。特に権利者不明の場合の裁定の申請にあたっては、補償金額の算出根拠が不明確なために補償金の予算が立てられない等の理由で申請を断念することがある。

こうしたなかで、本シミュレーションシステムの構築によって、裁定の申請前におおよその予算感が把握できることは非常に有意義になると思われる。今回の検討にあたっては、各委員から多大な協力によって、具体的なシステムの要件や算出根拠として参考になる意見をいただくことができた。さらに、本システムが想定している利用者にとってのユーザビリティを確保するために、わかりやすく、シンプルなシステム設計を行うことに関しても、各委員から多大な示唆を得ることができた。この場を借りて改めて御礼申し上げたい。

## 裁定補償金額シミュレーションシステムの構築に係る検討委員会 名簿

### 【委員（敬称略）（50音順）、座長◎】

池谷 慎一郎	一般社団法人 日本美術著作権連合	理事
◎石新 智規	シドリーオースティン法律事務所・外国法共同事業	弁護士
石島 寿道	一般社団法人 学術著作権協会	事務局長
瀬尾 太一	一般社団法人 日本写真著作権協会	常務理事
千葉 洋嗣	公益社団法人 日本漫画家協会	参与 著作権部 事業部
長尾 玲子	公益社団法人 日本文藝家協会	著作権管理部部長
増田 裕一	一般社団法人 日本音楽著作権協会	常任理事
水越 康介	東京都立大学 経営学研究科	教授
吉野 賢	協同組合 日本脚本家連盟	著作権部部長

### 【文化庁】

著作権課 著作物流通推進室	室長	日比謙一郎
著作権課 著作物流通推進室	室長補佐	木南 秀隆
著作権課 著作物流通推進室管理係	係長	伊藤 由美
著作権課 著作物流通推進室管理係		坂口 都子

### 【事務局】

三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング(株)	プリンシパル	河合 一憲
	主任研究員	萩原 理史
	コンサルタント	石黒 大洋
	アソシエイト	三浦 志文